

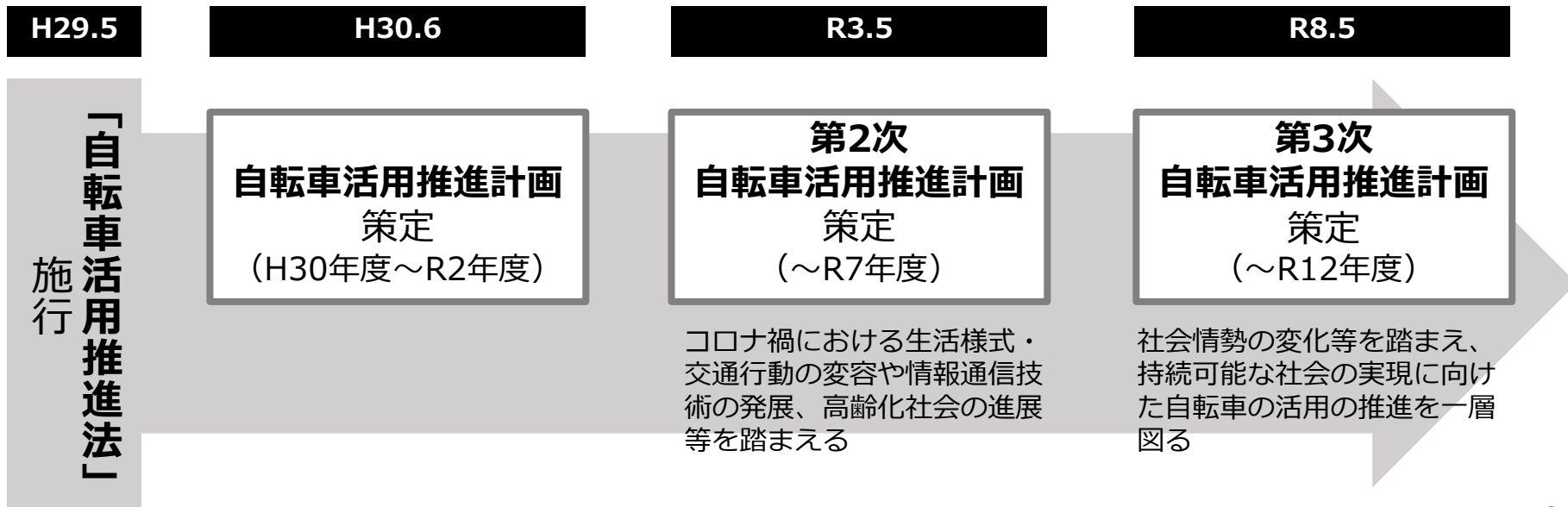
2. 全国的な自転車施策の状況



2. 全国的な自転車施策の状況

1) 自転車活用推進法・自転車活用推進計画

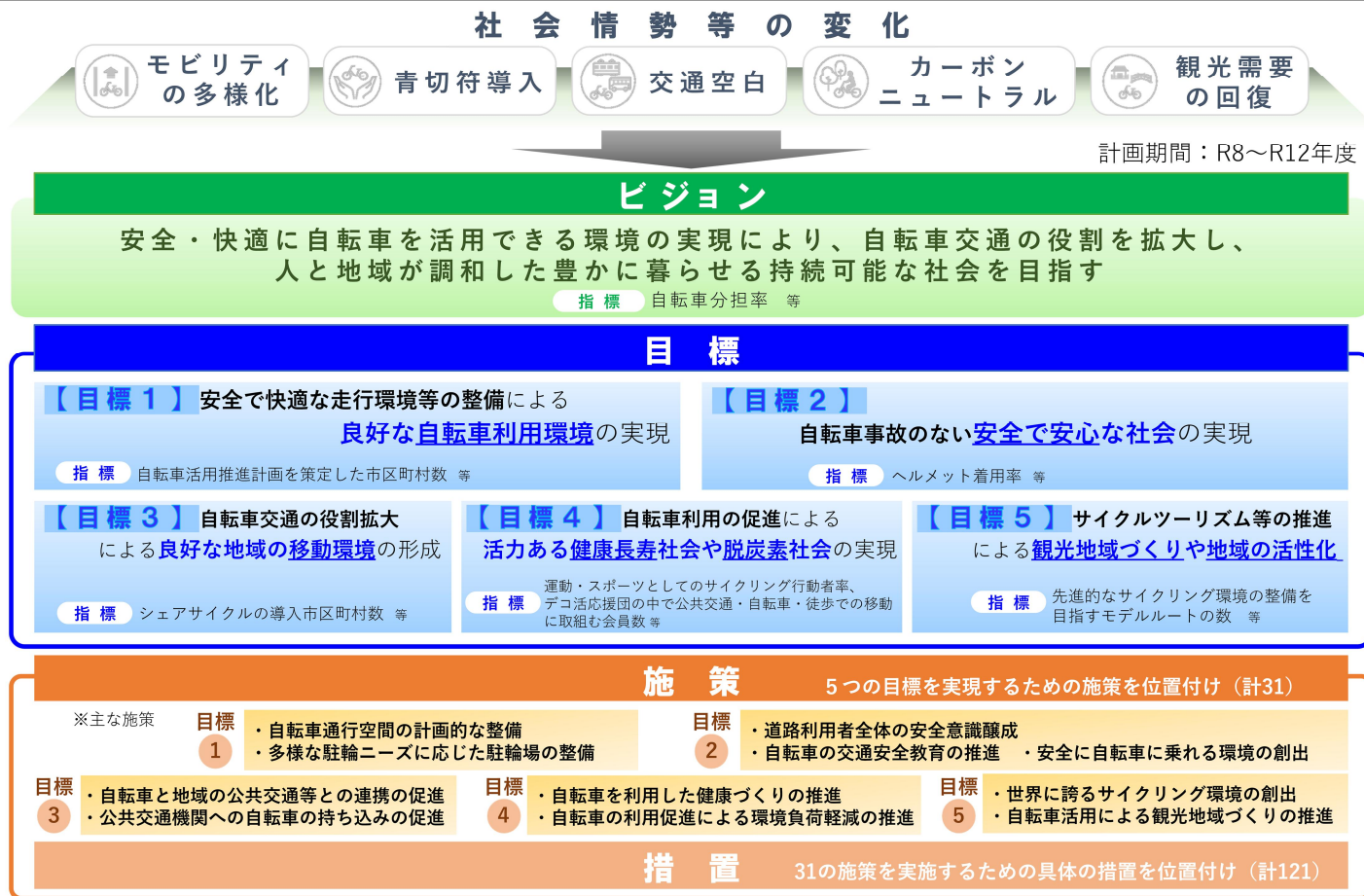
- ◇平成29年5月に「**自転車活用推進法**」を施行、自転車の活用を総合的かつ計画的に進めるために平成30年6月に「**自転車活用推進計画**」を策定。
- ◇令和3年5月に「**第2次自転車活用推進計画**」を、令和8年5月に「**第3次自転車活用推進計画**」を策定（計画期間：～令和12年度）。
- ◇法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画を、**47都道府県、317市区町村**で策定済み（令和7年度末時点、国土交通省調べ）。



2. 全国的な自転車施策の状況

1) 自転車活用推進法・自転車活用推進計画

◇第3次自転車活用推進計画では、令和12年度までに目指す姿を示したビジョンを新たに掲げるとともに、5つの目標を掲げ、その達成のために各種取組を実施。



2. 全国的な自転車施策の状況

2) 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

- ◇増加する自転車事故の防止やマナー向上を図るため、国土交通省と警察庁が平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定。
- ◇近年の法改正や環境変化を踏まえ、令和6年6月にガイドラインを改定。

① 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の反映

- ◆前回のガイドラインの通知後に策定された自転車活用推進法(H29年5月施行)や第二次自転車活用推進計画(R3年5月閣議決定)を反映し、自転車の活用推進に関する視点を充実。

② 質の高い自転車通行空間の整備促進

- ◆限られた道路空間の中で、現地状況に応じた柔軟な再配分や分離を行うことにより、自転車道や自転車専用通行帯の整備を検討する手法を例示。
- ◆現地の実務担当者の理解が進むよう、考え方の概念図や設計例の平面図などの図表や根拠法令等に関する記述を充実。
- ◆将来的には完成形態での整備を目指すことが基本であることや、車道混在は自動車の速度の低い道路において、自転車と自動車が同一の空間を共用する概念であることを明確化。
- ◆複雑な交差点における通行ルールの表示方法について例示。
- ◆整備の機会を逃さないよう、他の道路事業との円滑な連携を進めることについて手順を記載。
- ◆計画・整備・維持管理における市民等との協働について改めて記載。

③ 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化

- ◆自転車通行空間における駐停車の基本的な考え方や、停車帯等を併設する場合の設計方法例を提示。

④ 利用ルールの徹底

- ◆自転車通行空間の整備形態別に道路管理者、都道府県警察が特に注意しなければならない通行ルールについて解説。

⑤ 新技術やデータの活用促進

- ◆シェアサイクルやスマートフォンの移動履歴から自転車プローブデータを分析し、地域の状況を把握することの有効性について例示。

2. 全国的な自転車施策の状況

3) 第2次長野県自転車活用推進計画

- ◇長野県では、令和5年3月に「第2次長野県自転車活用推進計画」を策定。
- ◇「安全・安心」「利用環境」「健康・環境負荷」「観光」などの視点で自転車を活用することを位置付け。

【第2次長野県自転車活用推進計画の概要】

2 自転車を取り巻く社会の動き(現状と課題)		3 目標と指標		4 実施すべき施策・具体的な取組		■具体的な取組の抜粋(下線は主な改定箇所)
安全・安心	安全・安心	目標	指標	それぞれの目標に応じた実施すべき施策		1 ▶学校等での交通安全教育の充実(オンラインの活用推進) ▶配達ニーズの高まりを踏まえた関係事業者への啓発
		「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	自転車事故発生件数 626件/年 ▶ 470件/年 令和3年 令和9年 事故件数の減 少率等を考慮 して再設定	1 学校・事業所における交通安全教育を推進します。	2 自転車通行ルールを守る県民意識を高めます。	2 ▶全年齢に対する自転車用ヘルメット着用徹底 ▶ライフステージに応じた交通安全教室の実施
		▶県内自転車事故は全人身事故の約13% ▶自転車事故の約7割は自転車側に違反があり、 その約4割は高校3年生までの若年層 ▶道路交通法の一部改正により全世代のヘルメ ットの着用が努力義務化(R4.4.27公布) 安全意識の醸成と若年層における交通法規 の理解、全世代に向けたヘルメットの着用促 進、安全性の高い自転車の普及が必要	▶「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	3 安全性の高い自転車及び多様な自転車の普及を 促進します。	4 災害時における自転車活用を推進します。	3 ▶自転車貸付事業者登録制度の観光と連携した情報発信 ▶電動アシスト付自転車の安全利用に関する啓発 ▶タンDEM自転車等多様な自転車の普及促進(新規)
		▶県内の自転車の通行空間整備は一部にとどまる ▶「あづみ野やまびこ自転車道」や「千曲川サイク リングロード」等の既存の大規模自転車道はさらなる 活用が必要 ▶通勤・通学における自転車の分担率は6.4%で 自動車、徒歩に続いて3番目に大きい移動手段 だが、長期的に見ると減少傾向 身近でアクセシビリティの高い交通手段で ある自転車の安全な通行空間の確保が急務	▶「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	4 自転車通行空間の 整備延長 82km ▶ 380km 令和3年 令和9年 令和4年度の見込 と年平均の延長 距離等を考慮して 再設定	5 自転車損害賠償保険等への加入を促進します。	4 ▶被災状況の把握や住民の避難、ボランティアの移動 ▶自転車損害賠償保険等の必要性の周知(新規)
利用環境	利用環境	目標	指標	それぞれの目標に応じた実施すべき施策		6 ▶「Japan Alps Cycling Road」の整備 ▶サイクリストのための環境整備やモデルルート の設定 ▶生活道路における交通安全対策(ゾーン30プラス)
		「自転車を利用 するライフスタイル にまちづくり	▶「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	6 自転車通行空間のネットワーク化と広域的な 整備を推進します。	7 地域のニーズに応じた駐輪場の整備を促進 します。	7 ▶県管理の道の駅のサイクルステーションの機能向上 ▶駐輪場の整備状況等の調査整理及び周知
健康・環境負荷	健康・環境負荷	目標	指標	それぞれの目標に応じた実施すべき施策		8 ▶シェアサイクルに関する取組事例等の情報共有 ▶公共用地へのサイクルポート設置促進の検討
		「人も自然も 健康な信州」 の実現	▶「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	8 レンタルサイクル・シェアサイクルの普及を推進 します。	9 違法駐車取締りを推進します。	9 ▶自転車専用通行帯における駐停車禁止等の検討
観光	観光	目標	指標	それぞれの目標に応じた実施すべき施策		10 ▶信州ACEプロジェクト推進、自転車利用の機会増等
		「人も自然も 健康な信州」 の実現	▶「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	10 自転車による健康づくりを推進します。	11 環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。	11 ▶信州スマートムーブ通勤・通学・通学目的 での自転車利用促進 ▶事業活動温暖化対策計画書制度において、自転車 利用促進に取組む事業者の評価
観光	観光	目標	指標	それぞれの目標に応じた実施すべき施策		12 ▶地域の実情に応じた自転車利用に関する地域ルール を構築
		「人も自然も 健康な信州」 の実現	▶「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	12 地域の実情に応じた自然公園における自転車 利用に関する地域ルールを構築します。	13 サイクルツーリズムが楽しめる基盤づくりを 進めます。	13 ▶「Japan Alps Cycling Road」による官民連 携での観光地域づくりの促進 ▶ポータルサイト「Japan Alps Cycling」を活用した 情報発信
観光	観光	目標	指標	それぞれの目標に応じた実施すべき施策		14 ▶アフターコロナにおけるインバウンドの回復を見据えた 海外の旅行会社の招請 ▶長野県の特産品を活用したロングライドイベントなどの実施 ▶サイクルトレインの運行促進、輪行の利用促進
		「人も自然も 健康な信州」 の実現	▶「すべての人が 自転車を安全 に利用する信 州」の実現	14 サイクルツーリズムの推進によるサービス 産業の多様化・高付加価値化を進めます。		

2. 全国的な自転車施策の状況

3) 第2次長野県自転車活用推進計画

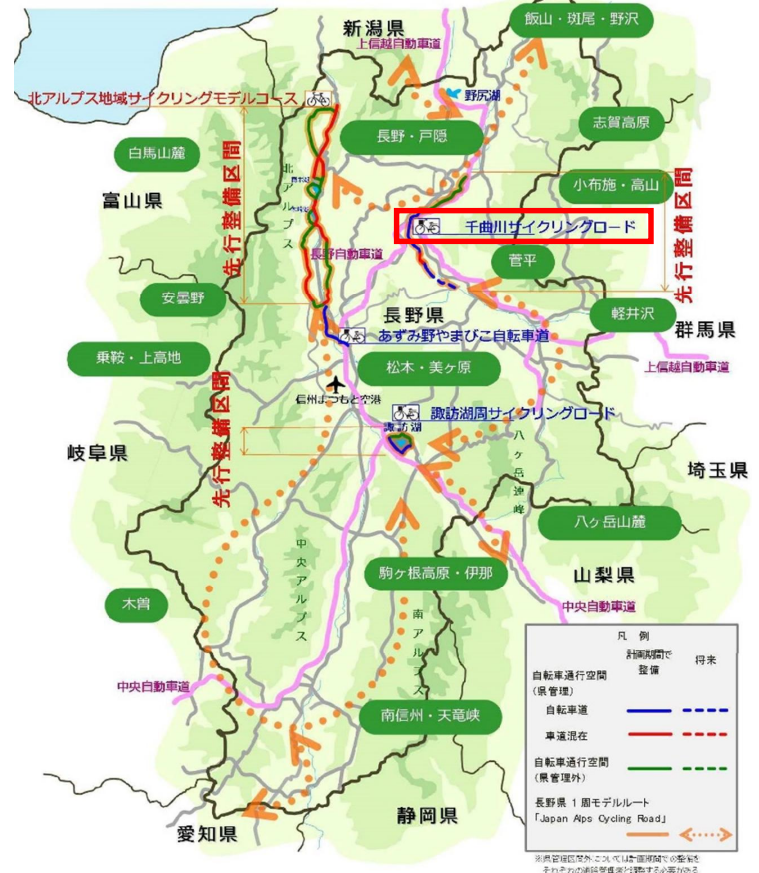
◇令和元年6月に「Japan Alps Cycling プロジェクト」を設立し、オール長野で「サイクルツーリズムの聖地」となることを目指している。

<Japan Alps Cycling プロジェクト>

- ・自転車を通じて長野県の魅力を発信していく団体として設立
- ・日本アルプスの景観を核にした、長野県を一周する「Japan Alps Cycling Road」を整備（諏訪・北アルプス地域から先行着手し、全体で約800kmを予定）
- ・山岳や高原など長野県の特徴を活かしたコースによる自転車を活用した観光地域づくりを目指している。



【Japan Alps Cycling Road の案内看板】



2. 全国的な自転車施策の状況

4) 近隣自治体の取組状況

◇長野県内では、**長野市**、**松本市**、**伊那市**、**諏訪市・岡谷市・下諏訪町**※、**飯山市**において自転車活用推進計画が策定あるいは検討中。

【近隣自治体の取組状況】

※ 3市町による共同計画

No	自治体名	計画名	対象範囲	策定年月	計画期間	基本方針・目標の柱（要約）
1	長野市	第2次 長野市自転車活用推進計画	市全域	令和7年4月	令和7年度 ～令和11年度	自転車で「ながの」を、わたしらしく走る。 ～ライフスタイルに合わせた乗り方で快適に過ごせるまち～ ①自転車を活かす「自転車を活用したライフスタイルの浸透」 ②自転車で走る「自転車通行空間の整備」 ③自転車を駐める「自転車利用環境の整備」 ④自転車のルールを守る「自転車安全利用の推進」
2	松本市	松本市自転車活用推進計画	市全域	令和3年9月	令和3年度 ～令和7年度 （改定中）	自転車を楽しむ三ガク都まつもとへ ①自転車を活用した人中心の通行空間・都市環境づくり ②歩行者や自転車事故のない安全で安心なまちづくり ③市民の自転車利用による脱炭素・健康まちづくり ④サイクルツーリズムの推進による観光まちづくり
3	伊那市	伊那市自転車活用推進計画	市全域	令和2年3月	令和2年度 ～令和6年度	①サイクルツーリズムの推進による新しい観光開発 ②自転車の利用推進による活力ある健康長寿社会の実現 ③自転車の交通手段としての役割拡大と利用環境の向上 ④自転車事故のない安全で安心な社会の実現
4	諏訪湖周2市1町 （諏訪市・岡谷市・下諏訪町）	諏訪湖周自転車活用推進計画	諏訪湖周辺エリア （地域の関連計画 やまちづくりの観点、 課題等を踏まえ設定）	令和2年3月	令和2年度 ～令和6年度 （改定中）	①「交通環境」 誰もが無理なく快適に利用できる諏訪湖周のサイクリング環境の創出 ②「健康・スポーツ・環境」 諏訪湖の自然や湖畔からの眺望を楽しみながら、誰もが気軽に健康増進を図れるサイクリング環境の整備 ③「観光振興」 諏訪湖周に立ち並ぶ美術館や公園などの施設と連携したサイクリング環境の整備 ④「安全・安心」 自転車事故のない安全で安心な諏訪湖周のサイクリング環境の整備
5	飯山市	飯山市自転車活用推進計画	市全域 （観光振興は、信越自然郷エリア）	令和5年4月	令和5年度 ～令和14年度	①「利用促進 健康・環境」健康的で環境にやさしい自転車利用の推進 ②「環境整備」快適で安全な自転車利用環境の整備 ③「交通安全」自転車事故のない安全で安心な社会の実現 ④「観光振興」自転車を活用した広域観光の推進

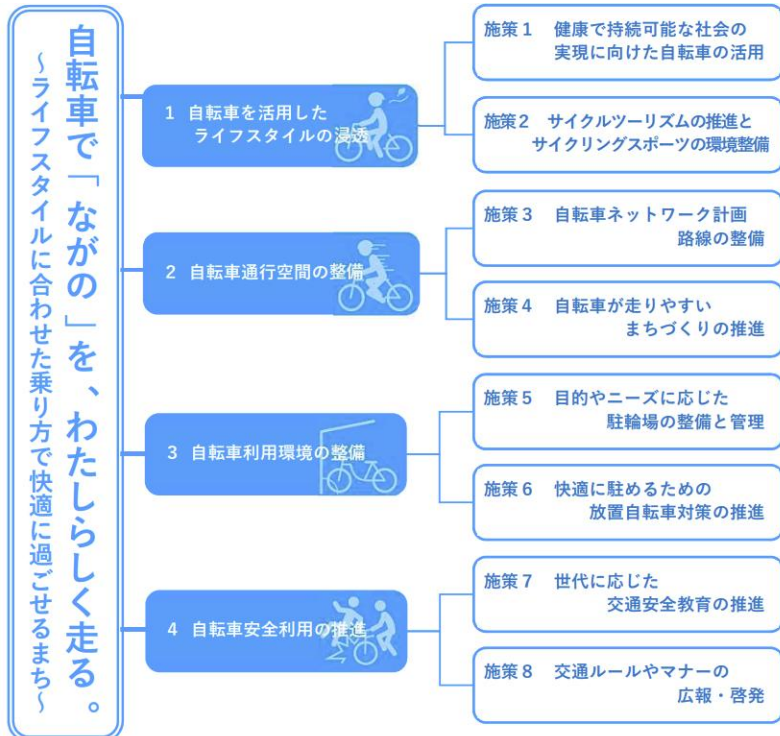
2. 全国的な自転車施策の状況

4) 近隣自治体の取組状況

① 第2次長野市自転車活用推進計画

- ◇「自転車で「ながの」をわたしらしく走る。～ライフスタイルに合わせた乗り方で快適に過ごせるまち～」をキャッチコピーとして計画を策定。
- ◇千曲川新道の整備促進が事業に位置付けられている。

【計画体系】



【施策例】自転車ネットワーク計画路線の整備

施策3 自転車ネットワーク計画路線の整備

事業1 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の計画的な整備

事業内容

- (1) 自転車ネットワーク計画における優先整備路線の迅速な整備を行います。
- (2) 千曲川新道の整備を進めます。
- (3) 国道及び県道の整備を促進するため、道路管理者（国・県）との協議を行います。
- (4) 自転車ネットワーク計画における未着手路線の整備を行います。



千曲川新道
(自転車歩行者専用道)

2. 全国的な自転車施策の状況

4) 近隣自治体の取組状況

②松本市自転車活用推進計画

◇「自転車を楽しむ三ガク都まつもとへ」をコンセプトに、自動車移動から自転車への転換による、交通混雑の緩和や、環境負荷が少なく、健康的で、楽しく暮らせるまちづくりを目指す。

【4つの目標と施策】

目標1 自転車を活用した人中心の通行空間・都市環境づくり

施策① 自転車通行空間の計画的な整備推進

- ★ 事業1 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備推進

施策② 地域のニーズに応じた駐輪環境の整備推進

- ★ 事業2 サイクルアンドライドを支援する駐輪環境の整備推進
- ★ 事業3 まちなかの回遊を支援する中心市街地における小規模駐輪施設の整備推進

施策③ シェアサイクルの普及促進

- ★ 事業4 シェアサイクルのステーション設置支援
- ★ 事業5 ステーション周辺における自転車通行空間の整備推進
- ★ 事業6 シェアサイクルの利用方法等に関する市民向けの広報啓発

施策④ 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した総合的な取組の実施

- 事業7 ソーン30や狭さく等による安全対策の実施
- 事業8 歩行者利便増進道路（ほこみち）等と連携した自転車通行空間の整備推進

目標2 歩行者や自転車事故のない安全で安心なまちづくり

施策① 市民への自転車安全教育の推進

- 事業9 ライフステージに応じた交通安全教育の充実・実施
- ★ 事業10 子ども・若者に向けた重点的な自転車安全教育の実施

施策② 自転車の安全利用の促進

- 事業11 自転車利用時における交通安全意識向上を図るための広報啓発
- 事業12 ドライバーに対する広報啓発
- 事業13 ヘルメットの着用への促進に向けた広報啓発
- 事業14 安全性の高い自転車の定期点検につながる広報啓発
- ★ 事業15 自転車損害賠償保険等の加入促進に向けた広報啓発
- 事業16 自転車通行の視点も踏まえた通学路の安全点検の実施

目標3 市民の自転車利用による脱炭素・健康まちづくり

施策① 自転車通勤等の推進

- ★ 事業17 自転車通勤等のための快適・円滑な利用環境整備の推進（河川沿い（田川、女鳥羽川、薄川等）の通行空間の整備 等）
- 事業18 『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトへの参画促進と市民における自転車通勤促進のための広報啓発
- ★ 事業19 日常生活における電動アシスト付き自転車等の活用促進（電動アシスト付き自転車等の体験機会の提供）

施策② 自転車を活用した健康づくりの推進

- 事業20 自転車を活用した健康イベントの実施
- 事業21 健康維持・増進に関する広報啓発
- 事業22 自転車レクリエーション施設の利用促進に向けた広報啓発

施策③ サイクルスポーツの振興

- 事業23 自転車競技と触れ合う機会づくり
- 事業24 多彩な自転車利用促進に向けた環境整備の支援

目標4 サイクルツーリズムの推進による観光まちづくり

施策① e-BIKEの利用機会の創出に向けた環境づくり

- 事業25 各種イベント等でのe-BIKEの活用促進に向けた広報啓発

施策② 松本市を象徴するサイクリング大会等の実施

- ★ 事業26 『松本ヒルクライム』や『アルプスあづみのセンチュリーライド』等の推進

施策③ 世界に誇るサイクリング環境の創出

- ★ 事業27 地域資源を活かした多彩な支線コースの設定（「Japan Alps Cycling Road」や周辺自治体との連携）
- 事業28 地域資源を活かしたサイクリングツアー等の促進
- 事業29 サイクリストや観光客等の受入環境の整備支援（サイクリングの出発拠点となるゲートウェイの整備促進 等）
- 事業30 休憩・エイドのためのサイクルステーションの整備促進
- 事業31 サイクルトレインの検討や輸送環境づくりの推進

2. 全国的な自転車施策の状況

4) 近隣自治体の取組状況

③伊那市自転車活用推進計画

- ◇「観光」「健康」「都市環境」「交通安全」の4つの目標が基本方針。
- ◇特に、観光振興について具体的取組が示され、観光資源を活かしたサイクルルートの創出や、既存の自転車アクティビティの活用を図ることを目指している。

【4つの目標】

目標1. サイクルツーリズムの推進による新しい観光開発

目標2. 自転車の利用推進による活力ある健康長寿社会の実現

目標3. 自転車の交通手段としての役割拡大と利用環境の向上

目標4. 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

【施策例】既存のマウンテンバイク施設の活用と官民の連携

- ・市内では、すでに2つのマウンテンバイク施設があり、海外からの利用もある。
- ・今後、多言語化等受入体制を整備していく中で、利用客の拡大を目指す。
- ・コースの延長や整備について、民間、地域、行政が協力する中で、利用客の拡大による地域振興を図る。

【「トレイル・カッター」による山林を利用したマウンテンバイクのガイドツアー】



【H31年度に営業を開始した「中央アルプスマウンテンバイクトレイル」】



2. 全国的な自転車施策の状況

4) 近隣自治体の取組状況

④ 諏訪湖周自転車活用推進計画

◇「諏訪湖創生ビジョン」(H30.3)で示されている「サイクリングロードを利用する人も増え、自転車を楽しむ愛好者の拠点として機能している」といった将来像の実現を目的とし、諏訪湖周のサイクリング環境の創出を図ることを目指している。

【4つの目標】

目標1「交通環境」：誰もが無理なく快適に利用できる諏訪湖周のサイクリング環境の創出

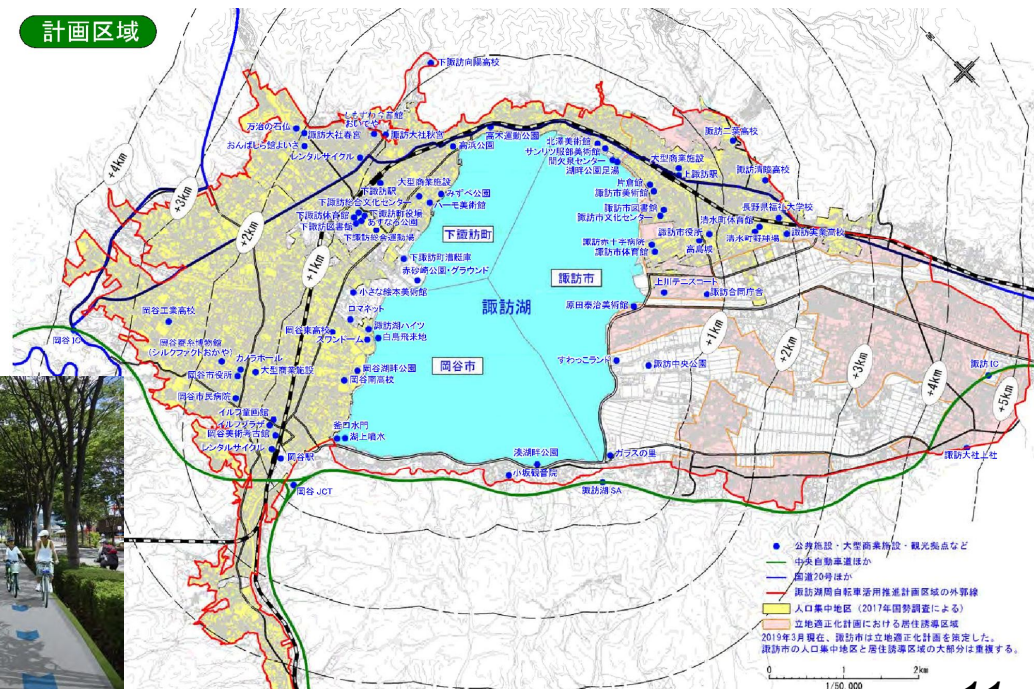
目標2「健康・スポーツ・環境」：諏訪湖の自然や湖畔からの眺望を楽しみながら、誰もが気軽に健康増進を図れるサイクリング環境の整備

目標3「観光振興」：諏訪湖周に立ち並ぶ美術館や公園などの施設と連携したサイクリング環境の整備

目標4「安全・安心」：自転車事故のない安全で安心な諏訪湖周のサイクリング環境の整備

【計画区域(赤線内)】

【歩道と自転車道を整備したイメージ図】



2. 全国的な自転車施策の状況

4) 近隣自治体の取組状況

⑤ 飯山市自転車活用推進計画

◇「利用促進 健康・環境」「環境整備」「交通安全」「観光振興」の4つの観点から目標を設定。

◇広域ネットワークの形成として「JAPAN ALPS CYCLING」や「千曲川北信5市町かわまちづくり事業」との連携が位置づけられている。

【4つの目標】

利用促進
健康・環境

目標1 健康的で環境にやさしい自転車利用の推進

環境
整備

目標2 快適で安全な自転車利用環境の整備

交通
安全

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

観光
振興

目標4 自転車を活用した広域観光の推進

【施策例】サイクルツーリズムの推進

施策8 サイクルツーリズムの推進

観光
振興

事業23 更なる広域ネットワークの形成

長野県の「JAPAN ALPS CYCLING」との連携や「JAPAN ECO TRACK」の取り組みをさらに進展させ、地域の文化財や食、観光地とも連携を図ることで、初心者から上級者まで楽しめる広域のサイクリングコースを開発します。

また、「千曲川北信5市町かわまちづくり事業」と連携し、千曲川河川空間の水辺拠点を活用して、カヌー等水辺アクティビティとサイクリングが連携する新たな観光スタイルを模索します。



2. 全国的な自転車施策の状況

5) 自転車への青切符制度導入

◇令和8年4月より、16歳以上の自転車運転者に交通反則通告制度（「青切符」）が導入。

【青切符制度導入の主旨】

【青切符制度導入のポスター】

自転車への交通反則通告制度の適用は、
自転車の交通事故の抑止を図るためのものです

交通反則通告制度（青切符）はなぜ必要？

01 自転車の交通ルールへの遵守を図るため！

令和6年中に発生した自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3
には自転車側にも法令違反があります。自転車も車両の仲間です。
青切符の導入により、自転車の交通ルールへの遵守を図ります。



02 違反者に対する実効性のある責任追及のため！

今までは自転車の交通違反で検挙され、検察庁に送致されたとしても結果として不起訴となることが多く、責任追及が不十分であるという問題が指摘されていました。
青切符の導入で実効性のある責任追及を可能とします。

03 簡易でスピーディーな違反処理のため！

今までの刑事手続による処理は、青切符が導入されている自動車の違反処理と比べ、違反者と警察双方にとって、時間的・手続的な負担（例：取締り時の書類作成、取調べのための出頭）が大きいために指摘されていました。

青切符の導入により、取調べや裁判を受ける必要もなく、簡易迅速な処理が可能となります。

出典：警察庁HP



警察庁 自転車 交通安全

検索

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

～青切符（交通反則通告制度）
導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、
悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等（保持）

反則金
12,000円

信号無視

反則金
6,000円

警察庁・都道府県警察



出典：警察庁HP